

長野県松本平広域公園の指定管理者募集に関する質問について

R7.9.5

松本平広域公園

No.	質問	資料名・ページ	回答
1	別表 1 の競技スポーツゾーンの点検内容に体育館ボイラー検査という項目があります。 現在体育館含め松本平広域公園にはボイラー検査が必要な箇所はないと思われませんが、こちらの検査に関しては不要という認識でよろしいでしょうか。 また仕様書 7 ページには、管理業務を行うために必要な資格として「ボイラー技士(2 級以上)」が掲げられていますが、こちらに関しても不要という認識でよろしいでしょうか。	・管理業務仕様書別表 1 (2) ・管理業務仕様書 7 ページ 第 4 の 2 のウ	ご指摘のとおり、現在、ボイラー検査が必要な箇所はありませんでした。そのため、「ボイラー技士(2 級以上)」の資格者は不要となります。
2	建築物定期点検の対象一覧の中にランニングステーションが含まれていません。 これは建築基準法第12条の特定建築物定期調査の対象となる建物の条件にランニングステーションが該当しないためという認識でよろしいでしょうか。	・管理業務仕様書別表 1 1 の(6)	お見込みのとおり、仕様書記載の「建築物定期点検」とは建築基準法第12条の調査を指し、ランニングステーションは当該調査の対象建築物に該当しないため記載しておりません。
3	申請書、その他提出書類の提出方法について、【郵送】と【電子メール】の 2 通りの方法があり、提出部数について [正1 副12] となっておりますが、電子メールでの提出の場合、各データ 1 部ずつの提出でよいでしょうか。	・募集要項 4 ページ 第 4 の 5	電子メールでの提出の場合、各データ 1 部ずつの提出で構いません。

No.	質問	資料名・ページ	回答
4	国民スポーツ大会における利用料金は減免の対象となりますか。また、全額減免となる場合、補填措置はありますか。	・ 募集要項 6 ページ 第 4 の 8 の (9)	申請様式10ページに記載のとおり、国民スポーツ大会における利用料金は、現時点で減免対象とはなっていません。 減免基準を変更する場合は、指定管理者と協議します。
5	トレーニング機器はどのような機器を導入する予定でしょうか。 メーカーや型番が分かればご教示ください。	・ 管理業務仕様書参考資料 3	導入予定の機器は別紙 1 のとおりです。(購入前のため、型番等は変更する可能性があります。)
6	指定管理料の上限額を超える提案は可能でしょうか。 最低賃金、物価の上昇等により、上限を超過する可能性があるため確認したく存じます。	・ 募集要項 2 ページ 第 3 の 4 ・ 募集要項 5 ページ 第 4 の 7	指定管理料上限額を超えた金額での応募はできません。 ただし、管理業務仕様書 8 ページの第 5 に記載のとおり、物価変動に伴う人件費、物件費等の上昇分については、県が必要と認める場合に限り、各年度の予算の範囲内で県と指定管理者が協議して、指定管理料に上乗せします。

No.	質問	資料名・ページ	回答
7	利用料金が「仮」となっておりますが、正式決定はいつまでに行われますか。	・ 管理業務仕様書資料 4	利用料金の改定を内容とする長野県都市公園条例の一部改正条例案を県議会11月定例会に上程する予定であり、正式決定は条例の成立後となります。
8	体育館の冷暖房利用料金は、諸室ごとに異なる設定（例：サブアリーナと観覧席の違い）がありますか。	・ 管理業務仕様書資料 4	体育館の冷暖房利用料金については、長野県都市公園規則に定める額の範囲内(6,900円/h)で、県の承認を得て指定管理者が諸室ごとに定めることができます。 現指定管理者は、第1体育館(観覧席)の冷暖房利用料金を6,900円/h、第2体育館(サブアリーナ)を3,000円/hとしています。
9	条例に定める利用料金や使用時間について、陸上競技場及び庭球場について事業者からの提案は可能でしょうか。	・ 募集要項 2 ページ 第 3 の 3 ・ 管理業務仕様書 4 ページ 第 3 の 3 の(1)の力 ・ 管理業務仕様書 6 ページ 第 4 の 1	利用料金の額については、条例で定める額の範囲内で提案可能です。 利用時間についても提案可能です。 利用者サービス向上のため、積極的な提案をお願いします。